

東労発基第129号の3
平成20年4月30日

代表者各位

東京労働局長
(公印省略)

過重労働による健康障害防止運動の改正について

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、労働基準行政の推進につきましては、格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過重労働による健康障害防止運動については、当局として、平成15年6月18日付け東労発基第193号「過重労働による健康障害防止運動の実施について」及び平成16年2月23日付け東労発基第43号の2「過重労働による健康障害防止運動の継続について」により、平成15年7月から平成20年3月までを期間として、「**かけがえのないあなた かけがえのない健康**」の名の下に、実施してきたところであります。

ところで、当局が行った健康管理等に関する調査結果によると脳・心臓疾患の発症との関連性が強い長時間にわたる過重な労働を行っている事業場の割合が増加し、過重労働を原因とする脳・心臓疾患等の労災申請件数が増加し、認定事案も少なくなき、過重労働による健康障害を防止することは喫緊の課題となっていることは現在も同様です。

このような状況の中、今年4月からは「第11次労働災害防止計画」がスタートし、過重労働による健康障害防止総合対策を最重点の課題として位置付けたところであります。このため、新たに過重労働による健康障害防止運動を展開することとし、実施要綱を別添のとおり策定しました。

つきましては、新たに示された総合対策とともに、本運動の趣旨等を改めてご理解賜り、貴団体関係事業場に周知いただきますようお願い申し上げます。

(別添)

新たな過重労働による健康障害防止運動実施要綱

1 趣 旨

労働者の健康確保は、企業の経済活動にとっても看過できない重要なものであるとともに、労働者自身においても労働福祉の根幹をなすものであり、社会生活を営む上で最も関心の高いことがらである。また、仕事と生活の調和のとれた働き方の実現の推進も期待されているところである。

しかしながら、最近の定期健康診断の結果によると、何らかの所見が認められる労働者の割合（有所見率）は毎年増加する傾向にあり、平成18年の状況では受診した労働者の約48%に所見が認められている。健康診断の項目別では、脳血管疾患や虚血性心疾患（以下「脳・心臓疾患」という。）につながる血中脂質、血圧等の有所見率が増加傾向にある。

また、労働時間についても、ここ数年増加傾向を示している。

このような状況の中において、労災保険における過重労働を理由とする脳・心臓疾患の請求件数及び認定件数がともに増加している。労災認定基準の基礎となった医学的知見においては、発症前1か月間ないし6か月間にわたって、時間外・休日労働時間が1か月当たりおおむね45時間を超えて長くなるほど、睡眠時間確保との関係から脳・心臓疾患の発症との関連が徐々に強まるとされており、過重労働による健康障害の発生を未然に防止するためには、このような長時間に及ぶ時間外労働の問題の解消と適切な健康管理が極めて重要な課題となっている。

本運動は、こうした現状を踏まえ、過重労働による健康障害の未然防止を図る観点から、平成18年3月に示された「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「総合対策」という。）に基づき、行政はもとより労使が一体となって、過重労働による健康障害防止運動を実施し、もって働く人の健康の確保を図るものである。

2 目 的

時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、各種の健康診断の完全実施及びその結果に基づく事後措置、長時間労働者に対する医師による面接指導等総合対策において示されている「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置等」（以下「事業者が講ずべき措置等」という。）を確実に実施することによって、疲労の蓄積等による脳・心臓疾患等の健康障害を発生させない職場づくりを促進するとともに、国民一般に対しても本運動の周知、啓発

を行い、「健康の確保はかけがえのないもの」という気運の醸成を図ることを目的とする。

さらに、企業本社等を多く管内に有する東京労働局が本運動を主唱することにより、これら本社等の取組が全国に所在するその支店等に及ぶなど全国的な波及効果を期することとする。

3 実施時期

平成20年4月～25年3月

4 推進月間

本運動を集中的に実施するため、毎年9月を推進月間と定める。

5 主唱者

東京労働局及び管下18労働基準監督署（支署）

6 協賛者

（社）東京労働基準協会連合会、各地区労働基準協会、
東京経営者協会、東京商工会議所、東京都中小企業団体中央会
日本労働組合総連合会東京都連合会

7 標語の募集

本運動の実施に当たり、本運動が広く展開されるために標語を募集することとする。

募集期間は、平成20年4月から6月までとし、9月の産業保健フォーラムにおいて発表することとする。

募集要項は、別添のとおり。

8 主唱者（局署）の実施事項

（1）本運動中に実施する事項

ア 関係団体、事業場等に対するポスター、リーフレット等の活用などによる本運動の趣旨・目的及び事業者が講ずべき措置等の内容の周知

イ 産業保健フォーラムの開催

ウ 仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウムの開催

エ 東京産業保健推進センター及び各地域産業保健センターへの支援等

オ 事業場等による取組の好事例の収集・活用

- カ 監督指導等の実施
- キ 本運動の効果的推進に必要な事項の実施

(2) 推進月間中に実施する事項

- ア パンフレット等の配布、新聞等の報道媒体、ホームページ等を通じた広報活動
- イ 全国労働衛生週間説明会等の開催による周知活動
- ウ 事業者の実施事項についての指導援助
- エ 産業保健フォーラムの開催

9 協賛者及び関係団体の実施事項

- (1) 傘下関係団体及び関係事業場に対する本運動の趣旨・目的及び事業者が講ずべき措置等の内容の周知・指導
- (2) 傘下関係団体等に対するポスター、リーフレット等資料の配布
- (3) 事業場等による取組の好事例の収集・活用

10 事業者の実施事項（事業者が講ずべき措置等）

(1) 本運動中に実施する事項

- ア 時間外労働の削減及び労働時間の適正管理
- イ 年次有給休暇の取得促進（計画的付与制度の活用）
- ウ 労働時間等の設定改善
- エ 健康診断の実施の徹底と事後措置の実施
- オ 長時間労働者に対する医師による面接指導の実施
- カ 長時間労働者に対する保健師等による保健指導の実施等の面接指導に準ずる措置の実施
- キ 衛生管理体制の整備（衛生管理者、産業医の選任及び職務の実施）
- ク 衛生委員会等における面接指導等の実施方法等に関する調査審議及び事業場における面接指導等の実施基準の策定
- ケ 深夜業に従事する労働者の自発的健康診断受診支援助成金制度及び労災保険による二次健康診断等給付制度の活用
- コ 労働者の健康保持増進対策の推進

(2) 推進月間中に実施する事項

- ア 労働時間削減の状況の確認と必要に応じた改善
- イ 衛生委員会等の活動状況・審議状況の点検と必要に応じた改善
- ウ 面接指導等及び事後措置の実施状況の確認と面接指導実施基準の見直し
- エ 労働者に対する長時間労働による健康障害防止対策の教育の実施

11 労働者の実施事項

- (1) 健康確保のための生活習慣の確立
- (2) 病気の早期発見・早期治療と再発防止
- (3) 上記 10 の事業者が実施する事項への協力等

別添

「新たな過重労働による健康障害防止運動」標語募集要項

1 趣旨

「過重労働による健康障害防止運動」につきましては、当局においては、平成15年7月から平成20年3月までを期間として「**かけがえのないあなた かけがえのない健康**」の名の下に実施してきたところです。しかし、この間、長時間にわたる過重な労働を行っている事業場の割合は増加しており、また、過重労働を原因とする脳・心臓疾患等の労災申請件数も増加し、認定件数も少なくなく、過重労働による健康障害を防止することは引き続き重要な課題といえます。このような状況の中、「新たな過重労働による健康障害防止運動」を平成20年4月から平成25年3月まで実施することとなりました。ついては、本運動を広く展開するため「新たな過重労働による健康障害防止運動」推進の標語を募集します。

2 応募方法

(1) はがき等による応募

郵便はがきに標語を記入し、郵便番号、住所(または所在地)、氏名(ふりがな)、連絡先(電話番号)を明記の上、下記あて応募ください(応募作品は一人何点でも可)

(2) ファックスによる応募

ファックス応募用紙(別紙)に必要事項等を記入してご応募ください。

※注意事項

(1) 事業場で一括して応募される場合は、任意の用紙に作品標語、作者氏名、所属部署を記入するほか、応募に関する取りまとめ担当者の氏名、連絡先、所属部署を明記してください。

(2) 応募作品はオリジナルで未発表のものに限ります。

3 募集期間

平成20年6月30日(月)まで(郵送の場合当日消印有効)

4 選考、発表等

応募作品は審査・選考会による厳正審査のうえ、8月上旬に、入選者に通知するほか、9月8日に九段会館で開かれる「第13回産業保健フォーラムIN TOKYO 2008」において発表します。なお、入選者には記念品を贈呈します。

5 作品応募先・問合せ先

郵便番号 102-8306

東京都千代田区九段南 1-2-1

東京労働局労働基準部労働衛生課 標語募集係

TEL 03-3512-1616

FAX 03-3512-1560

別紙

「新たな過重労働防止運動」 標語応募用紙

F A X 03-3512-1560

問合せ先 東京労働局労働基準部労働衛生課

TEL 03-3512-1616

(ふりがな) 応募者氏名(又は事業場名)	
連絡先	電話 FAX
自宅住所(又は事業場所在地)	
※事業場とりまとめ担当者氏名	
※担当者連絡先	電話 FAX
※取りまとめ担当者所属部署	
応募標語	

注 事業場単位でまとめて応募される場合は※印欄も記入し、本紙を表紙とした上で、作品標語、作者氏名、所属部署を記入した任意の用紙を添付してください。

標語募集

「新たな過重労働による健康障害 防止運動」の標語を募集します

東京労働局

「過重労働による健康障害防止運動」につきましては、当局においては、平成15年7月から平成20年3月までを期間として「**かけがえのないあなた かけがえのない健康**」の名の下に実施してきたところです。しかし、この間、長時間にわたる過重な労働を行っている事業場の割合は増加しており、また、過重労働を原因とする脳・心臓疾患等の労災申請件数も増加し、認定件数も少なく、過重労働による健康障害を防止することは引き続き重要な課題といえます。このような状況の中、「新たな過重労働による健康障害防止運動」を平成20年4月から平成25年3月まで実施することとなりました。ついては、本運動を広く展開するため「新たな過重労働による健康障害防止運動」推進の標語を募集します

応募方法

はがき等による応募

郵便はがきに標語を記入し、郵便番号、住所（または所在地）、氏名（ふりがな）、連絡先（電話番号）を明記の上、下記あて応募ください。

ファックスによる応募

ファックス応募用紙に必要事項等を記入してご応募ください。

注意事項

- ※ 事業場で一括して応募される場合は、任意の用紙に作品標語、作者氏名、所属部署を記入するほか、応募に関する取りまとめ担当者の氏名、連絡先、所属部署を明記してください。
- ※ 応募作品はオリジナルで未発表のものに限ります。
- ※ 応募作品は一人何点でも可能ですが、はがき（ファックス）一枚につき一点としてください。

募集期間

平成20年6月30日（月）まで（郵送の場合当日消印有効）

選考・発表等

応募作品は審査・選考会による厳正な審査のうえ、8月上旬に、入選者に通知するほか、9月8日に九段会館で開かれる「第13回産業保健フォーラムIN TOKYO 2008」において発表します。なお、入選者には記念品を贈呈します。

作品応募・問合せ先

郵便番号 102-8306 東京都千代田区九段南 1-2-1
東京労働局労働基準部労働衛生課 標語募集係
TEL 03-3512-1616 FAX 03-3512-1560

「新たな過重労働防止運動」標語応募用紙

FAX 03-3512-1560

問合せ先 東京労働局労働基準部労働衛生課

TEL 03-3512-1616

(ふりがな) 応募者氏名(又は事業場名)	
連絡先	電話 FAX
自宅住所(又は事業場所在地)	
※事業場とりまとめ担当者氏名	
※担当者連絡先	電話 FAX
※取りまとめ担当者所属部署	
応募標語	

注 事業場単位でまとめて応募される場合は※印欄も記入し、本紙を表紙とした上で、作品標語、作者氏名、所属部署を記入した任意の用紙を添付してください。